

東電による自由化部門値上げ方針の再説明について

平成 24 年 3 月 27 日
電力市場整備課

東電においては、4 月 1 日が契約期間の途中である需要家に対しては承諾なく契約期間内での値上げを行わない旨の公表を 3 月 21 日に行ったところであるが、需要家からの問い合わせが殺到（1 日 3 万件）。

このため、東電は、改めて対応方針を徹底するため、以下の点について、本日 14 時からプレスレクを実施予定。

- ① 4 月 1 日が契約期間の途中である需要家に対しては、需要家の承諾を確認できない限りは、契約期間満了まで現在の契約単価を継続することを徹底すること。このため、東電から需要家に直接連絡をすること。
- ② 上記①の方針は、4 月 1 日以降に契約期限を迎える需要家だけでなく、値上げを発表した本年 1 月 17 日から 3 月 30 日までに契約期限を迎える（迎えた）需要家にも同様に適用すること。
- ③ 上記①の方針は、契約電力 500kW 未満の需要家だけでなく、個別に相対交渉を行ってきた契約電力 500kW 以上の需要家に対しても適用すること。